

調査報告書

令和8年6月12日

長門市議会ハラスメント調査特別委員会

目次

第1章	調査の趣旨及び目的	3
1-1	経緯(事案の発覚から特別委員会設置までの背景)	3
1-2	目的(原因分析、ハラスメント該当性及び議会対応の検証)	4
第2章	委員会の設置・構成	5
2-1	委員会の設置	5
2-2	委員会名称及び委員の氏名	5
2-3	調査事項及び権限	5
第3章	調査の経過	6
3-1	委員会の開催状況	6
第4章	調査の方法	7
4-1	調査の方法	7
4-2	当委員会による第三者調査委員会への委嘱事項	7
4-3	第三者調査委員会による調査について	8
第5章	パワーハラスメントの定義と評価基準	9
5-1	長門市議会におけるハラスメントの定義	9
5-2	パワーハラスメントの構成要素	9
第6章	事案全体の概要	11
6-1	調査対象となった事案概要	11
6-2	当事者間で争いのない事実及び証拠上容易に認定することができる事実	11
6-3	当事者間で争いのある事実に関する認定	18
第7章	第三者調査委員会による事実認定とハラスメント該当性の評価	19
7-1	パワーハラスメント該当性の結論	19
7-2	林哲也議員の言動及び対応の検証	20
7-3	南野信郎議長の言動及び対応の検証	23
7-4	岩藤睦子副議長の言動及び対応の検証	24
7-5	大谷恒雄副市長の言動及び対応の検証	25
7-6	証拠保全に対する指摘	26
第8章	第三者調査委員会の検証結果に基づく政治倫理条例 の適用及び当委員会の評価	27
8-1	政治倫理条例に基づく第三者調査委員会への委嘱事項	27
8-2	対象となる政治倫理条例の規定	27
8-3	政治倫理基準の該当性検証及び審査会の開催要求	27

第 9 章	議会における自浄作用の検証と組織的課題	28
9-1	初動対応における組織的連携の欠如と正副議長の責任	28
9-2	議員全員協議会における制止機能の麻痺	28
9-3	議会の自浄能力の欠如と組織風土	28
9-4	信頼失墜に対する責任と今後の対応策	29
第 10 章	再発防止策について	30
10-1	不適切な面談対応と手続き上の課題	30
10-2	ハラスメント事案の発生原因と組織的失敗	30
10-3	江原達也市長の言動に対する検証及び組織管理者としての責任	31
10-4	再発防止に向けた具体的提言	32
第 11 章	最後に	34
第 12 章	参考資料	35
	資料表題	

本報告書の作成にあたっての留意事項

本報告書の記載にあたっては、被害職員及び関係組織を保護し、二次被害を防止する観点から、個人の特定につながるおそれのある記述等について一部を割愛し、当該箇所には「[一部省略]」と表記している。なお、これらの省略措置は、本報告書における事実認定および結論にかなる影響も及ぼすものではない。

第1章 調査の趣旨及び目的

1-1 経緯(事案の発覚から特別委員会設置までの背景)

長門市議会は、全ての議員及び職員の人格が尊重され、相互に信頼し合いながら議会がその役割を十分に発揮できる環境を整備するため、令和6年7月に「長門市議会ハラスメントの防止に関する指針」を策定した。同指針に基づき、議員間や職員との間におけるハラスメントの防止と根絶に向け、議員一人一人への周知徹底を図ることで、意識向上と未然防止に取り組んできた。また、事案が発生した場合には、迅速かつ効果的な解決に向けて取り組むことも同指針に明記されている。

本事案は、林哲也議員が、令和7年3月定例会一般質問を前にした同年2月14日、一般質問の内容についてA課長(以下「被害職員」という。)へ電話で聞き取りをした際の発言に端を発する。

さらに同月18日には、議会第1委員会室において、担当部長及び被害職員との面談による聞き取りが実施された。この際にも、2月14日の電話対応と同様に、高圧的・威圧的な発言が繰り返された。これを重く受け止めた被害職員は、同月27日、企画総務部へ相談を申し出た。

これを受け、翌2月28日、企画総務部長、担当部長及び被害職員から、ハラスメント事案として議会事務局へ報告及び事案提起がなされた。なお、南野議長への報告は、同年3月2日に議会事務局長から行われた。その後、南野議長は、岩藤副議長及び議会事務局長同席のもと、同月13日に議長室において林議員への事実確認を実施した。林議員は、2月14日及び18日の発言内容について一部認めたものの、自身の言動がハラスメントに該当するとの認識は示さなかった。そのため、被害職員と林議員の間には、本事案に対する認識の相違が見られる状況となった。

3月21日の3月定例会最終日の本会議終了後、議員全員協議会が開催され、林議員本人から発言の申し出があった。当時、長門市議会は令和7年4月に任期満了を迎え、4月13日告示、20日投開票の日程で市議会議員選挙が実施される予定であったことも背景要因の一つである。協議会は公開の場であったが、林議員は、自身がハラスメント事案の調査対象となっていること、事案の経緯及び自身の見解等について長時間にわたり説明した。その中で、被害職員の実名や人物像に関する言及があり、別室で聴取していた職員等への対応として不適切ではないかとの指摘が後日なされた。さらに、本事案の解決及び関係修復に向け、大谷副市長に対し、南野議長及び林議員から当事者間の面談設定を要請した。これを受け、同年4月2日、市役所副市長室において面談の場が設けられた。その席上、林議員から被害職員に対する一部謝罪があった一方、被害職員側の発言の一部撤回を求める内容も含まれており、長時間に及ぶ要求の場となった。この対応について、後日、被害職員からは、面談設定自体が不適切であったとの指摘がなされている。

また、面談記録には、本件ハラスメント事案について、改選後の議会において第三者的な立場による調査を実施することを、南野議長及び林議員が被害職員に対して約束する発言も記録されている。

この面談後の同月 7 日、南野議長は「対応結果報告書」を全議員へ配布した。その後、4 月 20 日の投開票を経て新たな議会構成となったことを受け、本事案に関する事実関係の解明、ハラスメント該当性の判断及び再発防止策等の提言をするため、6 月定例会において「ハラスメント調査特別委員会」を設置するとともに、調査に係る補正予算を計上し、承認の上、調査することとなった。

1-2 目的(原因分析、ハラスメント該当性及び議会对応の検証)

本委員会は、本事案に関する事実確認及び原因分析を行うとともに、ハラスメント該当性及び議会としての対応の在り方を検証し、再発防止に向けた提言を行うことを目的として調査を実施した。

第 2 章 委員会の設置・構成

2-1 委員会の設置

令和 7 年 6 月 13 日開催の 6 月定例会初日の本会議において、「長門市議会ハラスメント調査特別委員会」の設置が諮られ、全会一致により可決された。

2-2 委員会名称及び委員の氏名

名 称	長門市議会ハラスメント調査特別委員会
委員長	重村法弘
副委員長	綾城美佳
委 員	田村大治郎
委 員	江原健二
委 員	米弥又由

2-3 調査事項及び権限

本委員会は、本件ハラスメント事案に係る事実関係の調査、ハラスメント該当性の検証及び判断並びに再発防止策等に関する調査及び検討を行う。あわせて、地方自治法第 100 条の 2 に基づく権限を付与する旨が議決された。

第3章 調査の経過

本委員会は、事案の経過確認、関係資料の精査及び参考人からの聞き取り等を行うため、委員会及び協議会を開催し、調査を実施した。

3-1 委員会の開催状況

開催日	内容	(備考)
令和7年6月13日(金)	特別委員会設置にあたり、正副委員長の互選を行った。調査費用、今後の進め方について	委員会、(秘密会)、協議会
令和7年7月1日(火)	市長からの要望書の内容確認、調査費用、今後の進め方について	委員会、(秘密会)、協議会
令和7年7月22日(火)	執行部の職員アンケートについて。弁護士との打合わせ事項について	委員会、協議会
令和7年8月7日(木)	会議録の確認、弁護士との委託契約・打合せ事項について	委員会、(秘密会)
令和7年8月20日(水)	契約書の内容確認、打合せ事項について	委員会、(秘密会)
令和7年9月10日(水)	弁護士との状況、打合せについて	委員会、(秘密会)
令和7年9月29日(月)	契約内容の確認のための協議について	委員会
令和7年12月19日(金)	弁護士の作業の進捗状況について。特別委員会の今後の作業について	委員会、(秘密会)
令和8年1月19日(月)	弁護士の仕事の状況と内容、報告の提供について。特別委員会の報告書の作成について	委員会、協議会
令和8年2月9日(月)	※弁護士からの報告書の提供、報告書の作成について	協議会のみ
令和8年3月13日(金)	※弁護士への確認事項の報告、今後のスケジュールの確認について	協議会のみ
令和8年3月16日(月)	※弁護士との打合せ会議	打合せ会議
令和8年3月30日(月)	※報道囲み取材	協議会のみ
令和8年4月8日(水)	報告書の作成に向けて	協議会のみ
令和8年4月14日(火)	調査対象者へのヒアリング(岩藤副議長、南野議長、林議員)	委員会、(非公開)、協議会
令和8年4月23日(木)	調査対象者へのヒアリング(被害職員、大谷副市長)	打合せ会議、委員会、(秘密会)
令和8年4月28日(火)	調査対象者へのヒアリング(議会事務局長、企画総務部長)※役職名は事案発生当時	委員会、(非公開)、協議会
令和8年4月30日(木)	報告書作成に向けて	委員会、協議会
令和8年5月13日(水)	報告書作成について	委員会、協議会
令和8年5月19日(火)	市長へのヒアリング、報告書の内容について	委員会、(非公開)、協議会
令和8年5月25日(月)	会議録の精査、報告書の作成について	委員会、協議会
令和8年6月1日(月)	会議録の精査、報告書の作成について	委員会、(非公開)、協議会
令和8年6月5日(金)	会議録の精査、報告書の作成について	委員会、協議会
令和8年6月8日(月)	会議録の精査、報告書の作成について、報告書をまとめ、議会へ報告することを決定	委員会、協議会

第4章 調査の方法

4-1 調査の方法

本委員会は、次の方法により調査及び検証を実施した。

- (1) 会議録、面談記録、録音記録その他関係資料を確認し、参考人から聴取した。
- (2) 専門性を有し、独立性及び中立性を備えた第三者機関に対し、事実関係の調査を依頼した。
- (3) 第三者機関による調査結果を踏まえ、事案の原因究明及び再発防止策等について検討した。
- (4) 本件については、法的側面及び議会として求められる倫理的側面並びに政治的公正性の観点から検証を行った。

本委員会は、調査において関係者の名誉及びプライバシーの保護並びに調査への協力体制の維持を図るため秘密保持を徹底した。原則として公開とするが、必要に応じて秘密会とするなどの手法を用い、議事録及び配付資料等は外部に公開せず、委員限りの閲覧にとどめた。

また、調査資料は厳格に管理し、委員会において限定的に保管した。第三者機関の報告書を作成する際は、個人が特定されないよう匿名化又は抽象化を行うなど、調査の公正性及び信頼性の確保に努めた。なお、令和8年6月8日の委員会をもって調査は終了し、プライバシーへの配慮が必要な場合を除き、秘密指定の解除を行った。

4-2 当委員会による第三者調査委員会への委嘱事項

- (1) 市議会議員と市職員との間における令和7年2月14日、同月18日、同年3月21日及び同年4月2日の各事案に関する事実関係並びにこれらの各事案に関連する事情の調査(以下「本件調査」という。)
- (2) 本件調査に関する関係者からの事情聴取
- (3) 本件調査に関する資料の収集、分析及び検討
- (4) 本件調査結果に関する報告書の作成
- (5) 市議会を含む市のハラスメント対応体制の検証及び再発防止に関する提言
- (6) 長門市議会議員政治倫理条例第3条(政治倫理基準)第1項第1号、第4号及び第7号に定める政治倫理基準に、市議会議員の言動が該当するか否かの検証
- (7) その他、本件調査の遂行に付随する業務(本契約締結前の準備を含む。)

4-3 第三者調査委員会による調査について

(1) 関係者へのヒアリング調査

ヒアリング対象者と直接面会し、事情を聴取した。

(2) アンケート調査

市に在職する全ての職員(会計年度任用職員を含む。)及び市議会議員(現在の市議会議員のみならず、最近の市議会の事情を把握している令和6年度の市議会議員も含む。)を対象として実施した。

(3) 収集資料の精査

前記(1)及び(2)に加え、次に掲げる資料についても内容を精査し、これらの内容に依拠して検討を行った。

- ・ 「市議会議員と市職員との間における令和7年2月14日、同月18日、同年3月21日及び同年4月2日の各事案」(業務委託契約書第1条第1号)に関する資料、会議録、音声データ等
- ・ 「市のハラスメント対応に関する体制」(同条第5号)に関する資料(市議会指針、市指針、市要綱等)

第5章 パワーハラスメントの定義と評価基準

5-1 長門市議会におけるハラスメントの定義

「長門市議会ハラスメントの防止に関する指針」(令和6年7月策定)は、ハラスメントを「他者に対する言動によって、本人の意図には関係なく、相手を不当に不快にさせるなど、精神的・身体的に苦痛を与える行為」と定義している。また、パワーハラスメントについては、「地位や人間関係等の優位性を背景に、精神的もしくは身体的苦痛を与え、または悪化させる言動」と定義している。

5-2 パワーハラスメントの構成要素

本発言動がパワーハラスメントに該当するか否かは、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号)」(以下「厚生労働省指針」という。)が定める三要件に基づき検討した。その判断に当たっては、言動の態様及び頻度等の考慮要素を総合的に精査した。

厚生労働省指針においては、職場におけるパワーハラスメントの成立要件として、次の三要件がすべて満たされる必要があると示されている。

① 優越的な関係を背景とした言動とは

当該事業主の業務を遂行するに当たり、当該言動を受ける労働者が当該言動の行為者とされる者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるものを指す。

② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動とは

社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないものを指す。

③ 労働者の就業環境が害されることとは

当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることを指す。

市議会議員と市職員との間には、職制上の直接的な指揮命令関係は存在しない。しかしながら

ら、市議会議員は有権者の負託を受けた住民代表として、市政の監視、予算・条例等の議決権、及び本会議等における一般質問権等の強力な権限を有している。執行機関の職員の立場からすれば、これら議員側の権限行使や政治的影響力を背景とした言動に対し、実質的に抵抗又は拒絶することが困難となり得る。したがって、市議会議員と市職員との関係においては、パワーハラスメントの該当性の判断における「優越的な関係」が存在し得るものと判断される。

第6章 事案全体の概要

6-1 調査対象となった事案概要

事案 (R=令和)	主体	客体	場所	事例の概要
R7.2.14	林哲也議員	被害職員	電話	電話による聞き取りの際、本件調査の対象となる発言があった。
R7.2.18	林哲也議員	被害職員 担当部長	第1委員会室	対面による聞き取り(面談)の際、本件調査の対象となる発言があった。
R7.3.21	林哲也議員	被害職員	議員全員協議会 (第3委員会室)	公開の場で被害職員の実名に言及して弁明を行い、後に新聞報道された。
R7.4.2	林哲也議員 南野信郎議長 岩藤睦子副議長 大谷恒雄副市長	被害職員	市役所副市長室	被害職員同席の下、1時間を超える面談が行われた。 (本件調査の対象)

6-2 当事者間で争いのない事実及び証拠上容易に認定することができる事実

本事案において、関係者間で争いのない事実、並びに電子メール等の客観的証拠及び複数の参考人による証言から認定した事実は、次に掲げるとおりである。

ア 関係者の地位等

本件調査の対象とされている令和7年2月14日、同月18日、同年3月21日及び同年4月2日の各事案に関与した人物の地位等は、以下のとおりである。

- | | | |
|-----|---------|---|
| (ア) | A課長 | 被害職員 |
| (イ) | B部長 | 担当部長(当時) |
| (ウ) | 林哲也議員 | 平成7年4月から旧三隅町議会議員
平成17年4月から長門市議会議員 通算8期(当時) |
| (エ) | 南野信郎議長 | 令和3年5月から議長 4期(当時) |
| (オ) | 岩藤睦子副議長 | 令和5年5月から副議長 3期(当時) |
| (カ) | 大谷恒雄副市長 | 平成30年4月から現職(副市長) |

イ 令和7年2月14日までの事実

令和7年2月、林哲也議員から市に対し、同月19日に実施予定であった一般質問に関する通告があった。これを受け、市側は林議員に対し、同月7日に1回目の聞き取りを、同月10日13時頃に2回目の聞き取りを行った。

このうち、2回目の聞き取りにおいて、林議員は担当部長に対し、事案の背景を明らかにするよう求めたが、担当部長は公表できない旨を口頭で説明した。

同日、市長、副市長、担当部長、被害職員、及びその他の関係職員が出席し、林議員からの通告内容に対する回答を協議する検討会が開催された。その結果、当該背景に関する林議員の質問に対しては、回答できないと答弁する方針を決定した。

被害職員は、同月13日、林議員の「[一部省略]背景をどう認識しているのか。」との質問に対し、「現在お答えできる段階ではありません。ご了承ください。(背景に対する認識を答えるには、[一部省略]、現時点では発言できないことをお許しください。また[一部省略]ことも想定されますので配慮をお願いします。)」と回答した。

なお、市における「検討会」とは、市議会議員から通告された一般質問への答弁を検討する会議をいう。通例として、市長、副市長、当該質問に関する業務を担当する部長、課長、及びその他の担当者が参加する。協議した答弁内容は、一般質問の実施前に対象の当該市議会議員へ回答することも通例であった。これは、市議会において予告のない質問がなされた場合、直ちに対応できず議会が空転するおそれがあるため、市と市議会の間でこのような運用が行われてきたことによる。

ウ 令和7年2月14日にあった事実

林議員から被害職員に対し、一般質問の答弁書に関する電話での問合せがあった。通話時間は全体で約30分であった。林議員は、[一部省略]の背景について質問したいとして聞き取りを開始した。

林議員はまず、「答えられない」とする答弁書の作成者、及び担当部長による確認の有無について質した。被害職員が担当部長も確認している旨を答え、続けて法律の条文の説明を開始したところ、林議員はその説明を遮り、「もういい、もういい、もういい。市が答えないなら、ガチで行く。そっちが答えないなら、俺が言う。俺に言わせるのか。基礎調査は関係ない。一つずつ、これは事実ですか、これは事実ですか、これは事実ですか、と問い詰めていくことになる。「林哲也」になる。トーンは落とすけど、紛糾すると思うよ。これは脅しじゃないよ。」と発言した。これに対し被害職員は、現段階ではまだ答えることができない旨を説明した。林議員はさらに、「なかったことを答えると言っているわけじゃない。事実を正直に答えてほしい。これでは、俺が求めている議論にならない。」と主張し、被害職員は、「私からはもうこれ以上は言えないです。部長と相談させてください」と伝えた。

林議員は「これで答弁内容も変わると思うから、変わったら教えて。変わらないなら、それでも

いい。」と答えた。

次に、林議員は「[一部省略]とあるが、何を根拠にしているのかと質した。これに対し被害職員が、「根拠はありませんが、噂レベルで、[一部省略]を耳にした」と回答すると、林議員は、「今回のことが原因ではないだろう。給料が低いとか、待遇が悪いとかじゃないか。それなら辞めるかもしれない。ちゃんとお金をつければいいんよ」と発言した。

なお、被害職員は、このやりとりの際に、林議員が大声で怒鳴るような口調であったと述べているが、この口調の態様については当事者間で認識の相違がある。

エ 令和7年2月18日にあった事実

議会第1委員会室において、林議員と担当部長及び被害職員による、一般質問に向けた対面での協議が行われた。やりとりの概要は以下のとおりである。

林議員は、[一部省略]から市の[一部省略]について聞いたことを明かし、一般質問に当たり[一部省略]への事前連絡をし、最終的に了解を得た経緯を述べた。その上で、[一部省略]の目的、及び結果を公表しない市の対応について説明を求めた。また林議員は、「自分は一納税者として[一部省略]徹底的に突き詰める。この質問に政治生命をかけている。市の職員や[一部省略]に嫌われてもいい。自分が悪者になってもかまわない。小石を投げたら波紋が広がっていくように、問題提起をしたら、その後は自然と解決に向かっていくだろう。そもそも[一部省略]の結果を公表しないのなら、初めから[一部省略]なんかするな、指摘なんかするな。市は[一部省略]テレビとまるで同じ体質ではないか。」と批判した。

これに対し担当部長及び被害職員は、法律の条文を根拠に、現段階では結果を公表できない状況にある旨を説明し、関係資料を手渡した。林議員から自身が公表した場合の影響について質された際、被害職員は、「議員には守秘義務がないと聞いています。この問題が明るみになることによって、[一部省略]可能性もあります。[一部省略]のサービスを利用している市民が困ることになります。」と指摘した。

これに対し林議員は、「それは自分も考えた。でも別にいいんじゃない。だって[一部省略]が悪いんでしょ」と返答した。

加えて林議員は「公表できない文書を自分も持っているっておかしいと思わないか。不開示情報がついていない。だから簡単に手に入る。職員がちゃんと仕事していない。市の管理体制に問題がある。市が不祥事を起こしたって、ちゃんと税金は入ってきてるでしょ。それと同じ。心配はいらない。市議会は、学芸会って言われているから。」と返答した。

なお、被害職員は、このやりとりの際に林議員が大声を出し、また睨みつけた旨を述べているが、この状況に関する事実関係については当事者間で認識の相違がある。

オ 令和7年3月21日までにあった事実

令和7年2月18日、被害職員は、総務課行政班に対して電子メールにより、同月14日の通話データの複製を申請した。通話の録音システム自体は監理管財課が管理しているが、統括管理責任者は総務課長とされ、複製データの作成は統括管理責任者の判断で許可される。総務課長は、被害職員に対し、議会事務局経由の通話は録音していないはずだが、念のため確認する旨の回答を行った。

同月19日、市役所議場において、林議員は一般質問を行った。

同月20日、総務課行政班から被害職員に対し、同月14日の林議員との通話に関する録音データが存在する旨の連絡があったため、被害職員は当該録音データの内容を確認した。なお、この複製データの作成は許可されなかった。この頃から、被害職員は体調の不調を感じていた。

同月21日、午前及び午後に市長室において、江原市長、大谷副市長、担当部長、被害職員、担当職員が参集した。その後、被害職員は江原市長及び大谷副市長に対し、林議員の言動がハラスメントに当たるのではないかと相談したところ、江原市長は、企画総務部を通じてしっかりと対応してもらうようにと答えた。これを受け、被害職員は、総務課長に対し、林議員の言動についてハラスメント事案として電子メールで報告した。

同月26日、林議員は、担当部長に電話で「市との信頼関係が損なわれた。」などと伝えた。

同月28日、林議員は、被害職員の携帯電話番号に電話をして、「3月3日の当初予算のレクをしてほしい。」と要望した。被害職員は「各班長と一緒にいきます。」と答えたが、林議員は「たいしたことではないから、班長は来なくてもいい。」と述べた。

同日、企画総務部長及び総務課長は議会事務局長と面談し、被害職員からハラスメントの申告があった旨を伝えた。議会事務局長は3月2日、南野議長に当該申告の旨を報告し、関係者に連絡を取った上で、同月11日に担当部長及び被害職員から直接話を聞く予定とした。

同月3日、市役所にて、前記のレクチャーが行われた。被害職員は、一人で林議員に対応することが困難な状態であったため、課長補佐に同席を求めた。この日は、当初予算に関する説明のみが行われた。

同月5日頃、林議員は担当部長に対し、担当部長及び被害職員との面談を要望した。担当部長は被害職員にその旨を伝えたが、被害職員は林議員と面会する意思はない旨を回答した。

同月11日、ハラスメントの相談員とされている南野議長、岩藤副議長、議会事務局長は、担当部長及び被害職員と面談した。担当部長及び被害職員は、南野議長に対して、これまでの経緯をまとめた文書を交付した。

同月13日、南野議長、岩藤副議長及び議会事務局長は林議員と面談した。林議員は発言内容をおおむね認めたものの、声の大きさについては記憶にないと述べた。

同月17日、南野議長、岩藤副議長及び議会事務局長は、林議員及び担当部長と面談した。この場で林議員は、自身の態度に問題があったのであれば、それを撤回して正常なコミュニケーションへの回復を図りたい旨を述べた。

カ 令和7年3月21日以降にあった事実

3月21日、林議員は、議員全員協議会において、自身のパワーハラスメント疑惑に対する弁明を行った。この際、林議員は被害職員の実名を挙げて発言した。なお、同協議会は公開の場であり、地元紙の記者や市民も傍聴していた。

同協議会では、参加する他の議員から被害職員の状態を確認する質疑が行われ、これに答える形で、議会事務局長から、被害職員が「電話が鳴ると、林議員からではないかと思って恐怖を感じる」「正直に言うと、もう会いたくない」と述べている旨の報告があった。

また、別の議員からは、自身の経験を交え、仮に面談の場が必要であるならば、心理的負担や恐怖感を和らげるために狭い部屋を避け、広めの空間である第1委員会室等で話をするよう、南野議長及び岩藤副議長へ配慮を求める発言があった。

同協議会終了後、林議員は、南野議長とともに市役所副市長室を訪れ、大谷副市長に対し、上記協議会の概要を説明した上で、次の要望を述べた。

- ① 被害職員に面会して謝罪したい。
- ② 今後の業務への支障を避けるため、協議会で報告された被害職員の発言（「電話が鳴ると～」「もう会いたくない」）を撤回してほしい。

同月27日、大谷副市長は被害職員を市役所副市長室に呼び、林議員による上記①及び②の要望を伝えた。その際、被害職員からの「なぜB部長が入らないのか」との質問に対し、「B部長は入れません」と回答し、面会時の同席者を南野議長と自身のみ限定した。

被害職員は、面会に応じること及び発言の撤回について、上長である大谷副市長からの促しを拒絶することは困難であると判断し、これらを受け入れた。

同年4月1日、被害職員は職場での助言を受け、議会事務局長に対し、翌4月2日に予定されている林議員らとの面談の中止について相談した。

これを受けて議会事務局長及び企画総務部長は同日午後、大谷副市長に対して当事者間の面談中止を申し入れたが、これを受け入れなかった。そのため、議会事務局長らは被害職員と同性である岩藤副議長を同席させるよう要請し、大谷副市長も同席を了承した。

同日14時31分、林議員から大谷副市長宛に電子メールが送付された。その内容は大谷副市長の証言によると、「全協の場で南野議長が今回の事案の対応結果、いわゆる議長報告書ですけれども、これを現在の議員の任期、4月23日中に作成をし、報告する旨発言しているけれども、対応結果の内容についてはA課長の意思を最大限尊重するとともに、双方が納得できる内容にする必要がある。弁護士等、法曹関係者がいない中で、パワハラ認定については議会として正しい判断ができないと考えられるけれども、A課長がその有無の認定を求めているのか、この点の確認が思う。明日はこれらが論点になるので、よろしくお願ひしたい」という内容であった。これに対し、当該面談は上記のような内容を想定していない旨が共有されていたにもかかわらず、パワーハラスメント認定に関する論点で面談を行う趣旨の要請であったため、大谷副市長は林議員に対して、次の通り返信を行っている。

「先月 21 日、議長を含む三者協議の結果、小職が承ったご依頼は、①問題となっている事案について、議会としてパワハラと認定するか否かに関わらず、2 月 14 日及び 18 日における議員の発言が、被害職員に不快の念を抱かせたことに対し、直接対峙して「謝罪の意」を伝える場を設けること。②併せてその際、今後の議会・執行部間におけるコミュニケーションが不全状態に陥ることのないよう、双方が努めること。③それに関連して報道等に取り上げられた、被害職員の「議員の顔も見とうない」「電話が鳴ると虫酸が走る」等の発言は取り消すことと認識しております。これを受け、翌週早々、被害職員に対し、あくまでパワハラ認定については、別途正副議長が結論を出す旨を伝えた上で、先に述べた三点について理解を求め、何とか了承を得たところでございます。従いまして、お示しの「対応結果」につながる場ではないことを是非ともご理解賜りたくお願い申し上げます。」

また、翌 4 月 2 日の朝には、大谷副市長から南野議長に対し、電話で以上のやりとりを伝えるとともに、本日の面談を見送るべきであると訴えたが、南野議長から「林議員には面談の趣旨をしっかりと念押しするから、何とか予定通り進めて欲しい」と要請されたため、最終的に令和 7 年 4 月 2 日 13 時 30 分から面談が実施されることとなった。

これらの経緯からすると、林議員は、単なる謝罪及び発言の撤回にとどまらず、パワハラ問題に関する一定の政治的整理・解決まで視野に入れて面談に臨もうとしていたものと受け止められる。

キ 令和7年4月2日にあった事実

(1) 面談の実施環境と座席配置

令和 7 年 4 月 2 日午後 1 時 27 分から午後 2 時 40 分までの 1 時間 13 分にわたり、市役所副市長室において、林議員、南野議長、岩藤副議長、大谷副市長及び被害職員の 5 名による面談が実施された。実施場所となった市役所副市長室は比較的狭隘な空間であり、5 名が 1 つの机を囲んで着座したことにより、対面する者との距離は 1m 前後という物理的環境であった。このような状況下において、大谷副市長の指示により、被害職員はハラスメントの調査対象者である林議員の正面にあたる対面席に着座することとなった。

(2) 林議員の発言内容及びその矛盾

面談の冒頭、林議員は 2 月 14 日の通話における自身の言動及び 2 月 18 日の聞き取り時の対応について、被害職員に威圧的な言動と受け取られ不快な思いをさせたとして謝罪した。あわせて、謝罪の場を設定した正副議長や大谷副市長への謝意並びに被害職員の問題提起に対する感謝を述べた。しかし、被害職員から「自身の言動がハラスメントに該当する行為であると思っているのか」との確認を求められると、林議員は「3 月 12 日までそのような認識はなかった」「自覚がない」「ここではそれがハラスメントであったかどうかは個人で判断できず、第三者に委ねている」と回答した。さらに、面談の後半において林議員は、「4 月 20 日に当落が決まり一市民になったとしても、この問題を林がいなくなったから終わりには絶対にさせない」と発言し、改選後の

立場を問わず追及を継続する姿勢を示した。

(3) 大谷副市長及び正副議長による発言撤回の誘導経緯

面談の終盤、林議員が2件の発言の撤回を求めたことを契機として、大谷副市長は被害職員に対し、過去に発した「顔も見たくない」及び「電話が鳴ると怖い」の2点の発言を撤回するよう求めた。大谷副市長は、当該発言が報道等により外部へ公表された場合、一般市民から「気に入らない人の顔が見たくない」と被害職員が思っている」「ストーカー的な市民に対してもそのような態度をとるのではないか」という誤解を受け、被害職員の名誉を毀損することを懸念し、発言の撤回を促した。被害職員が「取り消した場合どうなるのか、それがまた報道に出るといふことか」と質した際、大谷副市長は「南野議長が取りまとめる対応結果の中に明記し、いずれは報道を通じて外部へ出る」と説明した。これに同調する形で、林議員、南野議長、及び岩藤副議長からも、対応結果への「取り消し」の明記に関する確認や、一般市民への見え方を強調する発言がなされた。

(4) 被害職員への影響

複数の上位役職者(実権を有する正副議長、及び執行部の直属上司である大谷副市長)に囲まれた閉鎖的な空間において、1時間を超える説得と誘導の結果、被害職員は最終的に「発言を取り消すのは承知しました」と述べた。被害職員は当該面談の終了後に職務を継続することが困難な状態となり、同日中に早退した。

ク 令和7年4月3日以降にあった事実

面談翌日の令和7年4月3日、林議員の所属政党の支部が発行する地方紙に、「2日は、南野議長と岩藤睦子副議長、大谷恒雄副市長の立ち会いのもと、被害職員と面談し、直接お詫びの気持ちをお伝えしました▶関係改善の一步になることを願っています。(林てつや記)」との記事が掲載された。

同月7日、南野議長が対応結果報告書を提出した。同報告書には、本事案の概要、ハラスメントの申告を受けた後における市議会の対応、林議員の被害職員に対する謝罪などが記載されていた。しかし、同報告書においては「林議員は、事案が発生した2月14日から3月13日の事実確認に至るまで、ハラスメントの認識はなかったと考えられるなど、両者のハラスメントに対する認識には齟齬が見られ、事案によっては訴訟に発展するリスクもあることから、ハラスメントの認否については、弁護士等第三者の知見を取り入れるなど、議会として慎重に対処していく必要があるものとする。」との記述にとどまり、ハラスメントの該当性に関する市議会としての判断は示されていなかった。

同月20日、市議会議員選挙が行われ、林議員、南野議長、及び岩藤副議長がそれぞれ再選した。

6-3 当事者間で争いのある事実に関する認定

ア 令和7年2月14日における林議員の声の大きさ等

被害職員は、電話越しに林議員から約 30 分間、大声で叱責されるような口調で話をされたと主張している。他方、林議員は、大声を出したり怒鳴ったりした記憶はないと主張している。この点、関係者への調査から、林議員の地声が比較的大きいことは推察されるが、顕出された証拠を精査しても、当時、林議員が大声で叱責する口調であったことを客観的に裏付ける資料は認められない。

なお、当該通話に係る録音データが存在していたにもかかわらず消去されている事実は不適切であり、今後の課題として指摘する。

イ 令和7年2月18日における林議員の声の大きさ等

被害職員は、当時、林議員が時折大声を出したり自身らを睨みつけたりしたと主張している。他方、林議員はこのような事実を認めていない。この点、提示された証拠を精査しても、同日に林議員が当該行為に及んだことを客観的に裏付ける資料は見出されない。「指摘なんかするな」という口調からは、林議員が立腹していた状況は推察されるものの、この事実のみから、直ちに大声の発声や威嚇行為があったとまでは推認できない。

第7章 第三者調査委員会による事実認定とハラスメント該当性の評価

本委員会は、第三者調査委員会の調査結果を踏まえるとともに、本委員会が聴取及び追加調査した結果に基づき、本件に関する見解を次のとおりとする。

7-1 パワーハラスメント該当性の結論

本委員会は令和7年2月14日、18日、3月21日、及び4月2日を審査対象日とし、調査対象者を林哲也議員、南野信郎議長、岩藤睦子副議長、及び大谷恒雄副市長とした。審査の結果、林議員、南野議長、及び大谷副市長の3人について、本委員会は4月2日に被害職員に対するパワーハラスメントが行われたと認定した。

第三者調査委員会による本件調査の対象とされた各事案に関するパワーハラスメント該当性の結論

事案 (R=令和)	主体	客体	パワハラ要件			結論
			①	②	③	
R7.2.14	C議員	A課長	○	○	×	該当しない
R7.2.18	C議員	A課長	○	○	×	該当しない
		B部長	○	○	×	該当しない
R7.3.21	C議員	A課長	×	—	—	該当しない
R7.4.2	C議員	A課長	○	○	○	該当する
	D議長		○	○	○	該当する
	E副議長		○	×	×	該当しない
	H副市長		○	○	○	該当する

C 議員＝林哲也議員

D 議長＝南野信郎議長

E 副議長＝岩藤睦子副議長

H 副市長＝大谷恒雄副市長

なお、当委員会としては、同じ過ちを二度と繰り返さないという決意のもと、直接ハラスメント行為につながった事象だけではなく、事案に至る背景などの周辺事実についても可能な限り明らかにすることにより、再発防止策を構築するものである。

7-2 林哲也議員の言動及び対応の検証

林哲也議員による一連の言動、及びその後の対応過程について、長門市議会議員政治倫理条例第3条に定める政治倫理基準、及び長門市議会ハラスメントの防止に関する指針に基づき検証した結果は以下のとおりである。

令和7年2月14日、林議員は被害職員に対し、一般質問の通告内容に関連して電話による問い合わせを行った。林議員は当該通話において、「市が答えなければ、ガチで行く。そっちが答えなければ、俺が言う。俺に言わせるのか。」林哲也になる。トーンは落とすけど、紛糾すると思うよ。これは脅しじゃないよ。」と発言した事実を認めている。当該通話データが消去されていたため、声の大きさや口調の正確な態様を客観的には認定できなかったが、使用された文言は一般的な社会人の職務上の範囲を大きく逸脱した表現であると判断される。これらの言動は、市職員である被害職員に対して強い心理的圧迫を与える結果となり、被害職員が後に「電話が鳴ると林議員ではないかと思って恐怖を感じる」「正直を言うと、もう会いたくない」と述べる一因となった。

同年3月21日、議員全員協議会の開催直前に、林議員、南野議長、及び議会事務局長による面談が行われた。この場において南野議長は、本件をハラスメントが疑われる事案として全員協議会で報告し、林議員に対して厳重注意を行う予定であることを伝えたが、林議員はこれに異を唱えた。林議員は、長門市議会ハラスメント指針3の(1)の3の規定を根拠に、議長報告の前に自身に弁明をさせるよう強く求め、これを承諾させた。その直後に公開の場で開催された議員全員協議会において、林議員は独断で「現在調査中である」との趣旨の発言を繰り返したほか、報道関係者や市民が傍聴する中で被害職員の実名を挙げて自身の立場を正当化する趣旨の弁明を行った。この言動は同指針が定めるプライバシー保護の規定に反するものであり、後日、一部の市民が被害職員に対して頻繁に面会を求める事態を招くなど、二次被害(セカンドハラスメント)を生じさせる結果となった。

同協議会終了後、林議員は南野議長とともに市役所副市長室を訪れ、大谷副市長に対し、協議会の概要を説明した上で、次の要望を述べた。①被害職員に面会して謝罪したいこと。②今後の業務への支障を避けるため、協議会で報告された被害職員の発言(「電話が鳴ると～」「もう会いたくない」)を撤回してほしいこと。なお、林議員は上記要望及び翌月2日に行われる面談について、議会事務局長を共有の対象から除外した。

同年4月1日、被害職員は課長補佐の助言を受け、議会事務局長に対し、翌日に予定されている林議員らとの面談を中止できないか相談した。これを受けて同日午後、議会事務局長及び企画総務部長は、大谷副市長に対して面談の中止を申し入れたが、これを受け入れず、被害職員と同姓である岩藤副議長を同席させる措置をとるにとどめた。

また、同日14時31分、林議員から副市長宛てに電子メールが送付された。その内容は大谷副市長の証言によると、「全協の場で南野議長が今回の事案の対応結果、いわゆる議長報告書ですけれども、これを現在の議員の任期、4月23日中に作成をし、報告する旨発言しているけれど

も、対応結果の内容については A 課長の意思を最大限尊重するとともに、双方が納得できる内容にする必要がある。弁護士等、法曹関係者がいない中で、パワハラ認定については議会として正しい判断ができないと考えられるけれども、A 課長がその有無の認定を求めているのか、この点の確認がいると思う。明日はこれらが論点になるので、よろしくお願ひしたい」という内容であった。

これに対し、面談の趣旨に関する認識の相違があると感じた大谷副市長は林議員に対し、次の通り返信を行った。

「先月 21 日、議長を含む三者協議の結果、小職が承ったご依頼は、①問題となっている事案について、議会としてパワハラと認定するか否かに関わらず、2 月 14 日及び 18 日における議員の発言が、A に不快の念を抱かせたことに対し、直接対峙して「謝罪の意」を伝える場を設けること。②併せてその際、今後の議会・執行部間におけるコミュニケーションが不全状態に陥ることのないよう、双方が努めること。③それに関連して報道等に取り上げられた、A の「議員の顔も見とうない」「電話が鳴ると虫酸が走る」等の発言は取り消すことと認識しております。これを受け、翌週早々、A に対し、あくまでパワハラ認定については、別途正副議長が結論を出す旨を伝えた上で、先に述べた三点について理解を求め、何とか了承を得たところでございます。従いまして、お示しの「対応結果」につながる場ではないことを是非ともご理解賜りたくお願ひ申し上げる次第でございます。」

これらの経緯から、林議員は単なる謝罪及び発言の撤回にとどまらず、パワハラ問題に関する一定の政治的整理・解決まで視野に入れて面談に臨もうとしていたと判断される。

同年 4 月 2 日、市役所副市長室において、林議員、南野議長、岩藤副議長、大谷副市長、及び被害職員の 5 人による面談が実施された。狭隘な空間において複数の上位者が立ち会う中、大谷副市長の指示により被害職員は林議員の対面席に配席され、面談は 1 時間 13 分間に及んだ。林議員はこの場で、被害職員に対し、過去の「顔を見たくない、電話がなると怖い」とした発言の撤回、及び対応結果報告書への付帯を求めた。実際の面談記録によると、林議員はその一例として以下のように発言している。「ここに出て二つの発言については、まあ、事実として、やっぱりこの対応結果の方に、やっぱり反映させないといけないと思うんですよ。事実として。やっぱり、今日、面談をして、謝罪をしました。で、謝罪を受け入れていただきました。で、なおかつ、今後、双方の健全なコミュニケーションをどうやって図っていくかという、そういうのが多分落ちになると、落ちていかもう最後の結論になると思うんですよ。その中で、この 2 点についてはね、課長の方から発言の取り消しの申し出がありましたぐらいはちょっと特に書かないといけないんじゃないかっていうのは、南野議長が多分その趣旨でお話しされていると思うんですよね。」この発言は、被害職員に対し、自らの意思で発言を撤回した形にするよう迫るものであり、心理的負担を強いるものである。被害職員は当該面談の終了後に体調を崩して早退し、その後、カウンセリングや医師の診察を受ける状況に至った。

自らの上長である大谷副市長を経由して謝罪の場が設定された場合、一職員である被害職員が林議員の要請を事実上拒絶できないことは客観的に認められる。したがって、林議員の令和 7 年 3 月 21 日から同年 4 月 2 日にかけての言動は、実質的な優越的關係を背景としたものと認

められる。

そもそも、直接面談や発言撤回の必要性は認められず、その目的は正当性を欠く。大谷副市長を経由し、拒否し難い態様で同年4月2日の面談を行い、その時間が1時間13分に及んでいることを勘案すれば、業務上の必要性及び相当性があつたとは認められない。

面談直後、被害職員は体調を崩して早退し、後日、医師の診察等を受けるに至っている。二元代表制の観点から検証しても、この面談に市政の精査という性質は含まれておらず、正当な議会活動とは認められない。就業環境上、看過できない程度の精神的・身体的支障を生じさせるものであつたと判断される。

以上のとおり、林議員が大谷副市長を通じて被害職員に対し、直接面談による謝罪の受け入れ、及び「正直を言うと、(林議員に)もう会いたくない。」などの発言の取り消しを求め、1時間以上にわたり密室での面談を行った行為は、①優越的な関係を背景とした言動、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、③労働者の就業環境を著しく害するもの、に該当するため、パワーハラスメントと判断される。

同年4月7日、当該面談の趣旨に沿い、南野議長名による「対応結果報告書」が全議員へ配布された。この報告書の発出日や内容の作成過程には、ハラスメントの調査対象者である林議員本人が関与し、介入していたと認められる。

同指針3の(1)の3は、「議員は、当該議員等によるハラスメントがあると疑われた時は、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない」と規定している。

しかし、正式な該当性認定の前に、公開の場で独断による長時間の釈明を行い、被害職員の実名を挙げて弁明することは、同規定の趣旨に反する。また、複数の上位役職者が囲む狭隘な空間において、被害職員に対して1時間を超える説得や誘導を行い、発言の撤回を要求することも不適切である。さらに、対応結果報告書の作成において事実を歪め、その作成過程へ介入する行為も認められない。したがって、これらの一連の行為は、同規定が求める誠実な対応義務の趣旨に厳に反するものである。

以上を総合すると、林議員は、令和7年4月2日の面談を中心とする一連の経過において主導的な役割を果たしており、大谷副市長や南野議長に対して自らに有利な展開となるよう働きかけていたと認められる。

加えて、林議員の行為は、議員という立場を背景として被害職員に心理的負担を与え得る言動や事実経過の改変要請、及び手続きを利用した責任を回避する傾向が認められ、市議会に対する市民の信頼を損ねる事態を招いている。そのため、自らの言動を十分に振り返り、反省する必要がある。議会としても、事案の性質と社会的影響の重大性に鑑み、厳正かつ速やかに必要な措置について検討を行う必要がある。

7-3 南野信郎議長の言動及び対応の検証

令和7年3月21日の議員全員協議会における出来事は、後に被害職員に対する不当な謝罪及び発言撤回要求へとつながる重要な経緯である。

同日の協議会直前、南野議長は林議員及び議会事務局長らと面談し、本件をハラスメントが疑われる事案として協議会で報告し、注意する予定である旨を伝えたが、林議員はこれに異を唱えた。反論が生じ得ることは十分に予測できたと考えられ、議長として事前に対応方針を整理し、必要に応じて発言を制止する準備を行うことは可能であった。

しかし、直後に開催された議員全員協議会において、南野議長は趣旨説明及び事実関係の整理を十分に行わないまま、林議員に長時間自由に弁明させた。その結果、林議員が被害職員の実名を挙げて独断で「現在調査中である」と事実経過を歪めた説明を繰り返し、他の出席議員や傍聴する市民に混乱を生じさせる事態を招いた。

事情を最も把握していた南野議長が、その場で事実関係を整理し、発言を是正する対応を取らず、誤った説明が受け入れられる状況を生じさせたことは不作為である。また、ハラスメント相談窓口の立場にあった南野議長が、正式な検討がされていない段階で弁明の機会を与えたことや、本件の対応方針について他の議会運営委員への情報共有を怠ったことも不適切である。

その後、南野議長は林議員からの依頼を受け、被害職員の上長である大谷副市長を通じ、謝罪及び発言の取り消しを求める面談の場を設けるよう要請した。議長という立場は市職員に対して制度的及び心理的に影響力を有するため、被害職員が自由な意思でこれを断ることは事実上困難であったと判断される。

令和7年4月2日の朝、南野議長は大谷副市長から電話で連絡を受けた。その内容は、3月21日に行った三者協議(林議員・南野議長・大谷副市長)での合意に反する内容のメールが、前日に林議員から届いたというものであった。これに対し大谷副市長は、同協議で取り決めた面談のポイント3点について被害職員に理解を求め、面談の了承を得た旨を林議員に返信したことを南野議長に伝えた。その上で、大谷副市長は当日の面談を中止すべきであると進言し、実施の見送りを要請した。

しかし、南野議長は「林議員には面談の趣旨をしっかりと念押しするから、何とか予定通り進めてほしい」として、大谷副市長に対し予定どおり面談を実施するよう要請した。

4月2日の面談は、市役所副市長室において行われた。この場において南野議長は、相談員として状況を記録することや、記録係を同席させることはなかった。さらに林議員を制止せず、同議員による「発言撤回要求」に同調し、自ら取り消しを促すなど、面談の過程に積極的に関与した。南野議長が同席したことで、被害職員には、要求を拒否し難い状況が形成された。1時間13分に及ぶ面談の結果、被害職員は体調不良により早退するに至った。

これら南野議長の言動は、優越的な関係を背景として、必要性を欠いた心理的圧力を被害職員に与えるものであり、パワーハラスメントに該当すると判断される。

また南野議長は、面談において調査対象議員が要求した「発言の撤回は被害職員が自ら申し出た」という虚偽の内容に基づき、ハラスメント対応結果報告書を作成した。その過程において林

議員に発出日を指定させ、内容を確認させた上、4月7日付で議長名により全議員へ配布した。この対応は、議長としての相談対応上、適切とはいえない。

議長は被害職員を保護及び支援する立場にある。それにもかかわらず、同職員に対して発言の撤回を求め、事実と異なる報告書を作成し、議会へ誤った認識を与えた影響は大きい。これらの行為は、議長としての責務に照らして適切な対応とは言えない。

本件における南野議長ならびに議会運営の組織的な対応の欠如は、議会の信頼性を損なう事態である。南野議長には、議会代表者として、調査で明らかとなった事実を重く受け止めることが求められる。

今後、議会として市民の負託に応えるためには、個別の事案対応にとどまらず、再発防止に向けたガバナンス体制を再構築し、議会としての検証機能を回復させることが不可欠である。

7-4 岩藤睦子副議長の言動及び対応の検証

岩藤副議長は、令和7年4月2日の面談に同席しながら、同席者によるパワーハラスメント行為を制止しなかった点についてその責任が問われる。

第三者調査委員会の報告書によれば、岩藤副議長は組織の上層部を經由して設定された面談に同席した議員であり、対象職員に対し優越的な関係にあったとされる。他方で、面談の設定に積極的に関与したわけではなく、前日に「女性も同席すべき」との理由で急遽参席を求められた経緯がある。

また、面談の実施が既に他者によって決定され、被害職員も形式的に同意していた状況において、岩藤副議長が面談の実施自体を変更することは事実上困難であったと整理されている。

さらに、面談への同席は対象職員の心理的負担を軽減する目的であり、実際に負担が和らいだ可能性がある。そのため報告書では、必要性や相当性を欠いていたとは言えず、就業環境を悪化させたとまでは評価できないと結論付けられている。他方で、相談員という立場にありながら面談の中止を求めず、当日に同席者を制止しなかったことについて報告書は、「不作為」であり、「パワーハラスメントを容易にさせた側面は否定できない」としている。

岩藤副議長は、4月2日午前10時に相談室において議会事務局長及び被害職員と面会し、「同席するのであれば守ってほしい」「発言の取り消しは望まない」といった趣旨の要望を受けていた。急遽同席を求められた経緯を踏まえても、実際の面談において他の同席者を制止した事実は確認されていない。相談員として被害職員を保護する行動をとったとはいえない。さらに、岩藤副議長は同月8日、単独で被害職員に対し「面談時の対応は配慮が不足していた」旨の謝罪を行っている。このことから、自身が面談を配慮を欠いた場であったと認識していたことがうかがえる。また、対応結果報告書については、内容の確認を求められたにもかかわらず、異議や修正意見は示されていないとされている。

面談に問題があると認識していたのであれば、報告書に対して疑義を呈するか、抗議を行うべきであった。副議長という立場にありながら他の関係者の行動を正すこともなく、事態を是正する

機会を逸したことに對する責任が指摘される。

7-5 大谷恒雄副市長の言動及び対応の検証

大谷副市長は市の特別職であり、人事や処遇に影響を及ぼし得る立場にあることから、被害職員との間には明確な優越的關係が存在したと認められる。

令和7年3月21日の會議終了後、林議員は大谷副市長を訪ね、被害職員への直接謝罪の意思、並びに被害職員の林議員に対する恐怖心や面会を拒む発言の撤回を求める意向を伝えた。これを受け、同月27日、大谷副市長は被害職員を呼び出し、面談相手側の意向を伝達した。その際、被害職員が直属の上司の同席を求めたものの、大谷副市長はこれを認めず、自らを含めた一部の役職者のみが同席する方針を示した。被害職員は、謝罪の受け入れについて、社会人としての配慮から応じることとし、発言撤回についても、上長である大谷副市長から促されたことで、拒否は困難と判断してこれに応じた。

さらに4月1日には、被害職員から相談を受けた議会事務局長及び企画総務部長が大谷副市長に対し、面談の中止を申し入れたが、これを受け入れなかった。また、同日14時31分、大谷副市長は林議員から、翌日の面談でパワーハラスメントの認定の有無等を論点とする旨の電子メールを受領した。これに対し、3月21日の三者協議で合意した面談の趣旨(①議員からの謝罪、②今後のコミュニケーション不全の防止、③被害職員による報道発言の取り消し)と相違している旨を指摘し、本件はハラスメントの対応結果を求める場ではないと林議員に返信した。この時点で林議員が単なる謝罪にとどまらず、政治的解決まで視野に入れていた事実が大谷副市長が直面していたと推察される。

翌4月2日の朝、大谷副市長は南野議長に電話を入れ、前日の林議員とのメールのやり取りを報告した。大谷副市長は、面談のポイント3点について被害職員から事前に了承を得ている経緯を伝えるとともに、面談の趣旨に重大な不一致が生じているとして、当日の面談中止を進言した。しかし、南野議長から予定どおり進めるよう要請を受け、最終的に同日13時30分からの面談実施を容認するに至り、面談は予定どおり実施された。

4月2日の面談当日、被害職員は指示により面談相手の正面に座ることとなり、1時間13分にわたり面談が継続された。面談中、大谷副市長は被害職員に対し、発言撤回に応じるよう説得を繰り返した。しかし、被害職員に発言撤回を求める必要性はなく、謝罪を受け入れるか否かも本来個人の意思に委ねられる事項である。大谷副市長は、被害職員が心理的負担を抱えていること、及び面談中止の申し入れがあったことを認識しながら、適切な配慮を欠き、結果として面談の継続を容認した。

その後、被害職員は面談後に早退し、体調不良によりカウンセリング及び医師の診察を受ける状況に至った。以上の事情を総合すると、大谷副市長の対応は、上司としての優越的地位を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えて心理的圧力を与え、労働者の就業環境を悪化させたものとしてパワーハラスメントに該当すると判断される。

また、令和7年4月2日の面談において、大谷副市長は被害職員に対し、発言の撤回にとど

まらず、報道を通して広く市民に周知させるためにハラスメント対応結果報告書への付帯を要求した。報告書の作成には主として大谷副市長らが関与し、その過程において行為者本人に内容確認等を行わせたことは、相談対応の適正さ及び副市長の立場に照らして不適當であったと認められる。さらに、報道内容の取り消しを求める対応を含め、安全配慮義務を負う立場として不適切な対応であったと言わざるを得ない。本来であれば職員を保護すべき立場の管理職として、心身の安全と職場環境に最大限配慮すべきであったが、大谷副市長はその役割を十分に果たさず、結果として被害職員に深刻な心理的負担を与えた。以上が、大谷副市長に対する特別委員会の検証結果であるが、市においても、今後十分に検証し必要な対応を図られたい。

7-6 証拠保全に対する指摘

令和7年2月14日、林議員と被害職員との間で通話が行われた。その後、被害職員から当該言動に関するハラスメントの申告、及び通話録音データの複製申し出がなされた。しかしながら、企画総務部長及び総務課長の判断により録音データの保全措置は講じられず、「長門市庁舎等における通話録音装置の設置及び運用に関する要綱」に基づく保存期間の経過に伴い、上書きにより当該データは消失した。

ハラスメント事案において、録音データは発言内容や言動の態様を客観的に確認するための不可欠な証拠であり、その保存の必要性については慎重な対応が求められる。本来であれば、同要綱第9条第1項ただし書きに規定する「その他統括管理者が必要と認めた場合」を適用し、保存期間を延長するなどの証拠保全措置を講じるべきであった。

保全措置が見送られた背景には、当時、議会事務局に設置された電話回線に録音を通知するアナウンスが導入されていなかったため、録音の事実が公化することによる影響を担当部局が懸念した可能性が指摘されている。また、本件への対応が市議会主導で進められていたことにより、市(執行部)側における主導的な証拠保全の意識が十分に機能しなかったことも要因として挙げられる。

結果として、ハラスメントを申し出た職員側の客観的証拠が失われたことは、事実認定及び事案の適切な検証において支障を生じさせる要因となった。

本件は、市全体としてハラスメント発生時等における客観的証拠保全の重要性に対する理解や意識の不足を浮き彫りにした。今後は、ハラスメントの申告や疑いが生じた段階で、録音データ等の客観的証拠を速やかに保全する仕組みを早急に整備するとともに、関係職員への周知徹底を図る必要がある。

第 8 章 第三者調査委員会の検証結果に基づく政治倫理条例の適用及び当委員会の評価

8-1 政治倫理条例に基づく第三者調査委員会への委嘱事項

当委員会が、長門市議会議員政治倫理条例に基づき第三者調査委員会へ委嘱した事項は以下のとおりである。

林議員、南野議長、及び岩藤副議長、並びに事案の客体となった被害職員の一連の言動について、同条例第 3 条第 1 項第 1 号、第 4 号、及び第 7 号に定める政治倫理基準への適合性を検証するため、客観的な事実認定及びパワーハラスメント該当性の評価を導出することを委嘱事項とする。

8-2 対象となる政治倫理条例の規定

(政治倫理基準)

第 3 条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (7) 地位を利用して、ハラスメント、威圧的な言動、過剰な要求その他の人権を侵害する行為をしないこと。

8-3 政治倫理基準の該当性検証及び審査会の開催要求

第三者調査委員会の報告書においては、委嘱事項(6)「長門市議会議員政治倫理条例第 3 条(政治倫理基準)第 1 項第 1 号、第 4 号及び第 7 号に定める政治倫理基準に、市議会議員の言動が該当するか否かの検証」について、検証結果が報告されている。

したがって、本委員会としては、報告書の提出後、速やかに長門市議会議員政治倫理条例に基づく審査会を開催し、当該言動の該当性について審査及び判断を行うよう求める。

第9章 議会における自浄作用の検証と組織的課題

9-1 初動対応における組織的連携の欠如と正副議長の責任

第三者調査委員会の報告書及び関係者への聞き取り調査の結果、初期対応における南野議長と岩藤副議長の対応は、当事者意識の欠如と判断の誤りという点で重大な問題がある。南野議長は、ハラスメント疑惑の調査途中であるにもかかわらず、林議員に対して一方的な自己弁明の機会を提供した。さらに、同議員の要求を容認し、執行部を通じて被害職員へ直接面談を強いる事態を招いている。長門市議会ハラスメントの防止に関する指針を遵守し、被害職員を保護すべき立場にある議長が、加害者側の意向に沿った介入を重ねたことは、ハラスメント対応体制の機能不全を招き、深刻な二次加害を生む土壌を形成した。事案の初期段階において、正副議長が組織として毅然とした対応をとっていれば、事態の深刻化は防げた可能性が高い。

9-2 議員全員協議会における制止機能の麻痺

第三者調査委員会の報告書では、調査対象の林議員、南野議長、岩藤副議長のみならず、令和7年3月21日の議員全員協議会に出席していた他の議員の対応についても問題が指摘されている。

当時、大半の議員は事案の背景や状況を十分に把握しておらず、長門市議会ハラスメントの防止に関する指針3の(1)の3を意識し慎重な対応を試みた側面は認められる。しかし、当該会議において、林議員による長時間にわたる弁明が続く中で、出席議員の誰一人として発言の制止や議事整理を求める行動をとらなかった。関係者への聞き取りによれば、当該議員の話術や執拗な弁明に対し、正副議長を含め誰も制止できず、一方的な議論に巻き込まれた実態が明らかになっている。この結果、林議員が公開の場で被害職員の実名を挙げたことに気付かない議員が生じる事態を招いた。状況把握が不十分であったとしても、職員のプライバシーや心情を守れず、精神的負担を与える事態を防げなかった議会全体の責任は免れない。

9-3 議会の自浄能力の欠如と組織風土

当時の企画総務部長は、委員会の聞き取りにおいて、市議会に政治倫理条例やハラスメント防止指針が定められていること、また、過去の対応実績から議会内部の自浄作用が機能することを期待していた旨を述べている。

本来であれば、改選前後を問わず、議会全体が当事者意識を持ち、被害者保護を最優先に行動すべきであった。しかし実際には、指針に定める相談員制度への依存に終始し、議会内の自浄

作用は全く機能しなかった。問題への対応を避ける組織風土の背景には、多選・年長議員に対する過度な忖度や報復への懸念が存在していた。その結果、特定の議員による不適切な言動に対して是正措置が講じられず、議会としての自浄能力を喪失する状況を許容することとなった。

9-4 信頼失墜に対する責任と今後の対応策

今回の一連の対応は、市議会の問題解決能力及び機能の著しい不足を露呈させ、市民及び職員に多大な不安と失望を与え、市政及び議会に対する信頼を失墜させた。

事の重大性に鑑み、議会としての責任を明確にするため、議員報酬の減額をはじめとする厳しい措置を講じることについて具体的な検討を行う必要がある。

また、南野議長及び岩藤副議長自身が第三者調査委員会から問題点の指摘を受けていることに鑑み、今後の対応策、是正措置、再発防止策の構築については、両名ではなく議会運営委員会が主導し、客観的かつ厳正に協議を進める必要がある。議員は市民の代表として高い倫理観と責任感を持って行動することが求められており、各議員は改めてその立場と役割を自覚し、組織風土の抜本的な改革に取り組まなければならない。

第10章 再発防止策について

本件に関する第三者調査委員会は、市職員に対する市議会議員のハラスメント行為を組織としての重大な課題として捉え、再発防止に向けた具体的な提言を示した。

本報告書では、議会改革及びハラスメント根絶に向けた不退転の決意を示すため、当該提言の概要を以下に明記する。長門市議会は、第三者調査委員会から示された提言項目及び本委員会の提言内容等を踏まえ、議会として独自に整備すべき施策も含めた総合的な再発防止策について、速やかに検討し、実施を進める必要がある。

10-1 不適切な面談対応と手続き上の課題

本件では、南野議長及びハラスメント調査対象者である林議員の二者間による行動や意向について、大谷副市長が直接要請を受け、それを基に判断が行われていた構造に問題が認められる。公的立場にある役職者が、当該議員個人の要請等を非公式に直接受けて対応していたことは、公務の透明性及び手続きの厳格性を欠くものであったといえる。

再発防止の観点から、今後市長及び副市長においては、議員との面談内容について必ず記録を作成し、適切に保存する必要がある。また、議員が市長又は副市長との面談を求める場合は、議会事務局又は秘書担当を通じて公的に日程調整及び所要の手続きを行う運用を徹底すべきである。あわせて、議員と市長、副市長が直接連絡を取り合い、個別に要望等を伝達する運用を抑制するためのルール整備を行う必要がある。

10-2 ハラスメント事案の発生原因と組織的失敗

本件は、市議会議員による市職員に対するパワーハラスメントが主な問題となった事案であり、ヒアリング及びアンケート調査の結果から、次の三点にわたる複合的な要因が認められた。

① 市議会議員の市職員に対する行き過ぎた優越的意識

市議会議員は市政を監視する立場にあることから、市職員に対して優越的な意識が生じやすい構造がある。弁護士が実施した職員アンケートにおいても、「議員の要求を断りにくい」との指摘が多数寄せられている。あわせて、一部議員による政党機関紙の購読勧誘・集金行為の是正の指摘や、敬語を使用しないなど市職員を軽視するような対応等があった旨も確認されている。これらの点から、本件においても、同様の優越的意識が背景にあった可能性がある。

② 市議会におけるハラスメント対応システムの機能不全

長門市議会のハラスメントの防止に関する指針には、相談対応に関する規定はあるものの、事

実確認及び対応記録の保全、ハラスメント認定及び処分手続きに関する具体的な定めがないなど、制度設計が不十分であった。また、相談員による情報管理や申告者保護の体制も整備されておらず、本件においては調査対象議員が対応に直接関与して主導する状況を招いた。その結果、調査の途中であるにもかかわらず、市役所副市長室において当事者間で政治決着を図るための直接面談が実施されるなど、対応手順の適正性を欠き、体制全体が十分に機能するに至らなかった。

③ 市議会と市(執行部)との連携不足及び初動の失敗

市側の要綱や指針は、市議会議員をハラスメントの行為者として想定していなかった。そのため、被害職員からの被害申告後も、市は主体的な対応をとらずに市議会側へ対応を委ねる形となった。

本委員会の聴き取り調査においても、市側の要綱に基づく主体的な調査や判断が十分に行われず、初動において不可欠な客観的証拠(通話録音記録等)の保存・保全措置が適切に講じられなかったことが組織的な課題として確認されている。

10-3 江原達也市長の言動に対する検証及び組織管理者としての責任

本件ハラスメント事案において、執行部の最高責任者である江原市長の言動、並びに組織管理者としての対応について、本委員会によるヒアリング及び第三者調査委員会の報告書に基づき検証した結果は以下のとおりである。

令和7年4月2日の市役所副市長室における面談に先立ち、江原市長は事前に大谷副市長から「南野議長及び林議員から面談の要請があった」旨の報告を受けていた。しかしながら、江原市長はその後の具体的な面談目的の精査や経過確認を怠り、大谷副市長との間における情報共有や指揮監督を十分に行わなかった。

面談当日、市役所市長室は市役所副市長室の隣に位置し、江原市長自身も庁内に在席していた。それにもかかわらず、隣室において1時間13分にわたり、複数の上位者が被害職員を囲んで事実上の発言撤回を迫るという不適切な面談が行われる状況を看過した。さらに、面談の具体的な経過やハラスメントの内容について、第三者調査委員会の報告書が公表されるまで全容を把握していなかった。

江原市長は、長門市の全職員に対する安全配慮義務、及び本庁舎内における秩序・安全を維持するための庁舎管理権を有する最終責任者である。本件においては、実権を有する南野議長や大谷副市長、及びハラスメント調査対象者である林議員による行動に対し、事前のリスク管理や当日の適切な介入を行わず、結果としてハラスメント行為がそのまま行われる状況を放置した。

以上のことから、執行部の最高責任者である江原市長がその権能及び管理体制を機能させず、被害職員に対する安全配慮義務を怠ったことにより、職場環境の著しい悪化を招いた組織的・制度的責任は重い。江原市長には、大谷副市長との間の意思決定プロセスを抜本的に見直

すとともに、最終責任者としての自覚のもとで、組織全体の意識改革と再発防止策の徹底を主導することが求められる。

10-4 再発防止に向けた具体的提言

以上の検証及び組織的な対応の失敗を踏まえ、ハラスメントの再発を防止するためには、市議会及び市双方における制度改善と意識改革が不可欠である。具体的な提言内容は以下のとおりである。

① 議員の意識改革とハラスメント研修受講の義務化

市議会議員は、市職員との関係における自らの立場を自覚し、威圧的な言動や不適切な要求を慎むための意識改革が必要である。全議員が任期中に少なくとも1回以上のハラスメント研修を受講することを義務付け、近年の裁判例や具体的事例を交えた実践的な学習を行うべきである。あわせて、職員へのアンケート等を通じて具体的事例を収集し、議員と職員の適切な関わり方を示すガイドラインの策定が求められる。

② 接触方法のルール化

一般質問の打合せや問い合わせの場面でトラブルが生じやすいことから、市職員との接触方法について、執行部側は原則複数人での対応とし、時間帯を限定した上で、事務効率化を含め、客観的証拠の確保の観点から録音を前提とすること等、具体的な行動ルールを整備する必要がある。

③ 相談体制の刷新と第三者性の確保

現行の相談窓口を明確化し、連絡先の明示や秘密保持の徹底を図る必要がある。議員間の人間関係や心理的影響を考慮すると、議員が相談員を兼ねることには制度的な限界があるため、市外の有識者や市職員OBなど、客観的かつ第三者的立場の相談員を配置する体制への移行が望ましい。また、被害者へのカウンセリングや医療支援、必要に応じた労災制度の案内など、精神的被害に対する事後ケアの仕組みを整備することも重要である。

④ 制度面の整備と実効性の担保

現行の長門市議会ハラスメントの防止に関する指針の不備を解消するため、事実確認の手順、被害者保護、適切な証拠保全及び加害者への対応を明確に含めた具体的規定を整備する必要がある。また、申出人や調査対象者との面談や協議に際しては、一対一や、正副議長並びに相談員のみで対応せず、議会側の記録係として議会事務局職員などを必ず同席させること。

さらに、市議会議員と市職員の双方を対象とした統一的な「ハラスメント防止条例」の制定や、市と議会が遅滞なく連携できる合同の体制構築が求められる。これらとあわせて、刑事告発、議会による懲罰、政治倫理審査等、加害議員への処置規定を明確化し、市側も必要な手続きに関

与できる実効的な仕組みづくりを確立すべきである。

⑤ 執行部トップにおける管理体制の厳格化

本件における面談対応上の課題を踏まえ、今後、市長及び副市長においては、議員との面談内容について必ず公式な記録を作成し、適切に保存する必要がある。また、議員が市長又は副市長との面談を求める場合は、必ず議会事務局又は秘書担当を通じて日程調整及び所要の手続きを行う運用を徹底し、個別に直接連絡を取り合って要望等を伝達する行為を原則禁止するルールを整備したうえで、厳格に運用する必要がある。

第 11 章 最後に

パワーハラスメントにより市職員の労働能力低下や休職、退職といった事態が生じれば、その負担は他の市職員へ波及し、行政全体の能率低下につながる。それによる不利益を最終的に受けるのは市民である。市議会議員は、市民の代表として二元代表制の一翼を担う立場にある。その自身の言動が市職員に対して心理的圧力となり得ることを常に自覚しなければならない。議員には市政を監視し厳しく指摘する役割がある一方で、その権限や立場が相手に与える影響を認識し、パワーハラスメントに該当する行為を自制する姿勢が求められる。

今回の事案を契機として、市議会議員と市職員が相互に敬意を持ちながら協力関係を築き、ハラスメントの防止に取り組むことが必要である。これは、市議会議員から市職員へのハラスメントのみならず、市職員から議員へのハラスメントを含め、双方において健全な関係性を構築することが重要であるためである。今回の報告書を一過性のものとせず、指摘を受けた全ての関係者に自省を促すとともに、今後長門市議会が信頼回復に向けて真摯に改革へ取り組む出発点としなければならない。

本件における個別の事実認定にとどまらず、議会運営の在り方、議員として求められる姿勢、ハラスメント防止体制の課題、さらには議会全体の自浄作用の不足にまで踏み込んだ提言が示されたことは、今後の長門市政及び長門市議会にとって重要な指摘であり、今後の指標となる。

最後に、本件の調査にあたりご尽力いただいた第三者調査委員会の弁護士 3 名に対し、深く敬意と感謝を申し上げます。本件は関係者も多く、長期間にわたる膨大な聞き取りや資料精査を必要とする調査でありました。そのような中、中立的な立場から事実関係を積み上げ、本件の問題点を詳細に整理・分析し、公正に調査・提言を行っていただいたことに対し、重ねて感謝いたします。

議員による市職員に対するハラスメント事案が発生したことは、長門市議会として誠に遺憾であります。被害を受けられた職員に対して、心からお詫びいたします。

また、事案の発生から調査の終了までに 1 年 4 か月を要したことについても、被害を受けられた職員、市職員、及び市民の皆さまに重ねてお詫び申し上げます。

第12章 参考資料

以下に添付する資料は、本委員会での調査及び審議に当たり収集したもので、本報告書の補足ならびに今後の制度改善と意識改革に際し必要とされるものである。なお、プライバシー保護の観点から、特定の個人が識別される恐れのある書類は非公表とする。

資料表題

資料1. 要望書

(令和7年5月16日付・市長提出・ハラスメント事案の調査及び対応について)

資料2. 対応結果報告書(令和7年4月7日付・議長作成・林議員事案について)

資料3. 調査報告書

(令和8年3月30日付・山口県弁護士会推薦弁護士3名により作成・ハラスメント事案の調査結果)

資料4. 回答書(林議員提出の質問・指摘事項(令和8年4月22日付)に対する対応)